

令和8年度「大学スポーツ総合支援事業」

仕 様 書

令和8年3月6日

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

## 1. 委託事業名

令和8年度「大学スポーツ総合支援事業」

## 2. 目的

「大学スポーツ」は、単に一部の学生アスリートにとってのみ重要なものではなく、多くの学生にとっても大学スポーツを通じ健康の維持増進や社会的スキルの獲得といったスポーツの価値・効用を得ることができる貴重なものである。また、大学は、豊富なスポーツ資源（人材、施設、知識など）を有し、これらを活用することで、国民の健康増進や地域・経済の活性化、共生社会の実現等の社会的諸課題への解決に資する可能性をもっている。こうした大学スポーツの潜在価値を引き出し、大学スポーツそのものの裾野の拡大と振興を図るとともに、大学スポーツによる地域振興を促進することが重要である。

本事業では、各取組を通じてモデル的な事例の創出・支援を行い、その成果を広く横展開することにより、大学スポーツ資源を活用した取組の普及を図り、大学スポーツを「する」「みる」「ささえる」学生を増やすことを目的とする。

また、大学スポーツを取り巻く現状や課題を的確に把握し、今後の効果的な戦略立案に資するため、必要なデータを収集し、分析を行う。

## 3. 成果物

### 7. 委託内容に係る以下の成果物（電子媒体とする）

- ・（1）の委託先大学の報告書
- ・（1）の事業報告書
- ・（2）の委託先大学の報告書
- ・（2）の事業報告書
- ・（3）の委託先大学の報告書
- ・（3）の事業報告書

## 4. 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和9年3月31日

## 5. 納入期限

令和9年3月31日

## 6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2 スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

## 7. 委託内容

### （1）学生主体の運営向上事業

学生の企画・運営で行われるホームゲーム（学内施設を利用した国内外大学との交流戦等）の大会運営、来場者に対するアンケート等を行うモデル事業を実施し、その成果の全国への横展開を図る。

#### ① モデル事業の公募

- ・「大学スポーツの価値向上・認知向上」の取組を重点的に推進するため、本事業の趣旨・内容に合致した取組が可能な大学を募集するための公募要領、審査基準等（以下「公募資料」という。）を作成し、公募を実施すること。
- ・現時点で想定する本モデル事業の全体の事業規模は、5,000千円（1件あた

り1,000千円を上限とするが、複数大学による応募についてはスポーツ庁と協議のうえ決定する)、件数や1件当たりの金額は、内容によっては変動することがあり得ることに留意すること。

- ・受託者は本モデル事業を実施することはできない。
- ・現在、スポーツ庁で想定しているモデル事業の取組は以下のとおりである。
- ・詳細な募集要件等は、スポーツ庁と協議の上、決定することとする。

#### ※取組例

- ・ホームゲーム(学内施設を利用した国内外大学との交流戦等)の企画・運営に、運動部所属の有無にかかわらず学生を参加させ、スポーツを活用したビジネス人材育成につなげていく取組
- ・「みる」スポーツとして、学内外施設でスポーツ大会・イベントを実施することで、大学や大学チームのファン創造を目指す取組
- ・チケットングや観客動員、スポンサー獲得、スポーツDX等に係る企業が有するノウハウや技術を活用し、大学スポーツにおけるホームゲーム運営の高度化と収益化を図る取組

#### ② モデル事業の審査・採択

- ・有識者5名以上の審査委員会を設置し、申請大学からの提案について、公募資料に基づき審査を実施、採択先を決定し、スポーツ庁の承認を得ること。
- ・モデル事業の審査に当たっては、以下の点に留意すること。
- ・大学スポーツにおけるガバナンス体制の整備状況や学生等に対するコンプライアンス教育の実施有無等について、評価項目への追加を含め要件化すること。
- ・これまで実施されてきた取組ではなく、新規性が認められる提案を重視すること。
- ・事業成果の評価指標が適切に設定されているとともに、事業年度終了後も継続的に実施可能な事業内容や実施体制等が示されている提案を重視すること。
- ・eスポーツに関する提案については、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構(CERO)が定めるレーティング等も踏まえ、スポーツ庁と協議すること。

#### ③ モデル事業の実施支援、進捗管理

- ・②の採択結果に基づき、採択先大学と委託契約を締結し、事業の実施にあたっては、適切に助言、協力、提言、進捗管理等を含む総合的な側面支援を行うこと。(採択先大学はスポーツ庁からみると再委託先となる。)
- ・採択先大学等からの意見・照会等に対する一元的な窓口を設置し、ノウハウを蓄積すること。

#### ④ モデル事業の成果のとりまとめ

- ・実施したモデル事業の成果を、採択先大学に報告書として提出させること。

#### ⑤ 事業報告書の作成

- ・採択先大学の作成した報告書を、検証分析し、事業報告書としてとりまとめること。

### (2) 大学生指導員の養成・確保に関する実証事業

中学生年代への指導のあり方について、大学において外部有識者による研修講義を実施し、受講した学生が卒業後も継続して、地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築するモデル事業を実施し、その成果の全国への横展開を図る。

① モデル事業の公募

- ・地域スポーツクラブ活動における大学生指導員の養成・確保に資するため、本事業の趣旨・内容に合致した取組が可能な大学を募集するための公募要領、審査基準等（以下「公募資料」という。）を作成し、公募を実施すること。
- ・現時点で想定する本モデル事業の全体の事業規模は、7,000千円（1件あたり2,000千円を上限とするが、複数大学による応募についてはスポーツ庁と協議のうえ決定する）、件数や1件当たりの金額は、内容によっては変動することがあり得ることに留意すること。
- ・受託者は本モデル事業を実施することはできない。
- ・現在、スポーツ庁で想定しているモデル事業の取組は以下のとおりである。
- ・詳細な募集要件等は、スポーツ庁と協議の上、決定することとする。

※取組例

- ・中学生年代への指導のあり方について、大学において外部有識者による研修講義を実施し、受講した学生が卒業後も継続して、地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築する取組
- ・大学において、部活動の地域展開等に取り組む地方自治体と連携し、中学生年代への指導が可能な大学生・卒業生をリストアップして共有し、指導の継続性を確保する取組

② モデル事業の審査・採択

- ・有識者5名以上の審査委員会を設置し、申請大学からの提案について、公募資料に基づき審査を実施、採択先を決定し、スポーツ庁の承認を得ること。
- ・モデル事業の審査に当たっては、以下の点に留意すること。
- ・大学スポーツにおけるガバナンス体制の整備状況や学生等に対するコンプライアンス教育の実施有無等について、評価項目への追加を含め要件化すること。
- ・これまで実施されてきた取組ではなく、新規性が認められる提案を重視すること。
- ・事業成果の評価指標が適切に設定されているとともに、事業年度終了後も継続的に実施可能な事業内容や実施体制等が示されている提案を重視すること。
- ・eスポーツに関する提案については、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）が定めるレーティング等も踏まえ、スポーツ庁と協議すること。

③ モデル事業の実施支援、進捗管理

- ・②の採択結果に基づき、採択先大学と委託契約を締結し、事業の実施にあたっては、適切に助言、協力、提言、進捗管理等を含む総合的な側面支援を行うこと。（採択先大学はスポーツ庁からみると再委託先となる。）
- ・採択先大学等からの意見・照会等に対する一元的な窓口を設置し、ノウハウを蓄積すること。

④ モデル事業の成果のとりまとめ

- ・実施したモデル事業の成果を、採択先大学に報告書として提出させること。

⑤ 事業報告書の作成

- ・採択先大学の作成した報告書を、検証分析し、事業報告書としてとりまとめること。

### (3) 大学スポーツによる地域振興の推進事業

大学は、豊富なスポーツ資源（人材、施設、知識など）を有しており、地域の課題解決、地域社会の発展を支える存在として地域で重要な役割を担っていると考える。こうした観点から、大学の有するスポーツ資源を有機的複合的に活用し、自治体や協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域の組織・団体とも十分に連携・協力し、各地域の現況に即した課題を解決する取組をモデル的に実施、検証分析し、その成果の全国への横展開を図る。

#### ① モデル事業の公募

- ・大学スポーツによる地域振興を推進するため、本事業の趣旨・内容に合致した取組が可能な大学を募集するための公募要領、審査基準等（以下「公募資料」という。）を作成し、公募を実施すること。
- ・現時点で想定する本モデル事業の事業規模は、25,000千円（1件あたり6,000千円を上限とするが、複数大学による応募についてはスポーツ庁と協議のうえ決定する）、件数や1件当たりの金額は、内容によっては変動することがあり得ることに留意すること。
- ・受託者は本モデル事業を実施することはできない。
- ・現在、スポーツ庁で想定しているモデル事業の取組は以下のとおりである。
- ・詳細な募集要件等は、スポーツ庁と協議の上、決定することとする。

#### ※取組例

- ・中学校部活動の地域展開に係る取組を含む大学スポーツを活用した地域スポーツ支援体制の構築
- ・大学のスポーツに関する人材の派遣等を通じた地域スポーツの活性化、公開講座やスポーツ教室の実施を通じた地域のスポーツ・イン・ライフの推進など、地域活性化に資する取組
- ・大学のスポーツに関する知識、研究結果等の還元など、スポーツ・健康まちづくりに資する取組
- ・一般学生等のスポーツ機会・充実を図るためのレクリエーションスポーツの導入に向けた取組
- ・高い競技力を備えた運動部を有しない大学であっても、自治体や高い競技力を備えた運動部を有する大学、競技団体等と連携したり、複数の大学で業務連携（アライアンス）を形成したりすることにより、地域スポーツの振興や地域課題の解決に繋がる取組

#### ② モデル事業の審査・採択

- ・有識者5名以上の審査委員会を設置し、申請大学からの提案について、公募資料に基づき審査を実施、採択先を決定し、スポーツ庁の承認を得ること。
- ・モデル事業の審査に当たっては、以下の点に留意すること。
- ・大学スポーツにおけるガバナンス体制の整備状況や学生等に対するコンプライアンス教育の実施有無等について、評価項目への追加を含め要件化すること。
- ・これまで実施されてきた取組ではなく、新規性が認められる提案を重視すること。
- ・事業成果の評価指標が適切に設定されているとともに、事業年度終了後も継続的に実施可能な事業内容や実施体制等が示されている提案を重視すること。
- ・eスポーツに関する提案については、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）が定めるレーティング等も踏まえ、スポーツ庁と協議すること。

#### ③モデル事業の実施支援、進捗管理

- ・②の採択結果に基づき、採択先大学と委託契約を締結し、事業の実施にあた

っては、適切に助言、協力、提言、進捗管理等を含む総合的な側面支援を行うこと。（採択先大学はスポーツ庁からみると再委託先となる。）

- ・採択先大学等からの意見・照会等に対する一元的な窓口を設置し、ノウハウを蓄積すること。

④ モデル事業の成果のとりまとめ

- ・実施したモデル事業の成果を、採択先大学に報告書として提出させること

⑤ シンポジウムの実施

- ・7. 委託内容の（1）～（3）すべてのモデル事業のテーマを踏まえたシンポジウムを実施すること（実施形態は、会場とオンラインの併用を前提とする）。プログラムの内容等はスポーツ庁と協議のうえ決定するが、企画提案者は効果的な発信方法、シンポジウム後の大学の取組の活性化に関する提案を行うこと。

⑥ 事業報告書の作成

- ・採択先大学の作成した報告書及びシンポジウムの成果等を、検証分析し、事業報告書としてとりまとめること。

8. スケジュール

7. 委託内容は、以下のスケジュールを参考に実施する。

委託内容(1)～(3)共通		
4月		
5月		
6月	モデル事業の公募	
7月	モデル事業の審査・採択	
8月	モデル事業の実施支援、進捗管理	
9月		
10月		
11月		
12月		
1月	モデル事業の成果のとりまとめ	
2月	シンポジウムの実施	
3月	事業報告書の作成	

9. 事業規模

事業規模は 40,906 千円（税込）を上限とする。

## 10. 応札者に求める要求要件

### (1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

### (2) 要求要件の詳細

#### 1 事業の実施方針

##### 1-1 事業内容の妥当性、独創性

- \* 1-1-1 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば望ましい。〕
- \* 1-1-2 偏った事業内容となっていないこと。

##### 1-2 事業の実施方法の妥当性、独創性

- \* 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫があれば望ましい。〕
- \* 1-2-2 事業の実施方法が明確であること。

##### 1-3 事業計画の妥当性、効率性

- \* 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔事業の日程・手順等が効率的であれば望ましい。〕

#### 2 組織の経験・能力

##### 2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 大学スポーツに係るこれまでの国の施策の内容を適切に理解し、類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

##### 2-2 組織の事業実施能力

- \* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・優れた情報収集能力を有しており、委託先（再委託者）となる全国の大学と連携・協力体制を構築していれば望ましい。
- \* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

##### 2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば望ましい。

#### 3 業務従事予定者の経験・能力

##### 3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 大学スポーツに係るこれまでの国の施策の内容を適切に理解し、類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

##### 3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- \* 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 委託先（再委託者）となる全国の大学と連携・協力体制を構築していれば望ましい。

## 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

### 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法に基づく一般事業主行動計画策定
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること

## 5 賃上げを実施する企業に関する指標

### 5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応募者が選択するものとする※1）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

### 1 1. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

### 1 2. 守秘義務

受注者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

### 1 3. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

#### 14. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1の場合、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2の場合、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

#### 15. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

#### 16. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

#### 17. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。